

クライアント販売代理店のHSCが行った電話勧誘において
実施されたと認められた不適切な勧誘の事例

別紙

- 勧誘に先立って勧誘する電気通信サービス（ISPサービス）を提供する電気通信事業者の名称を告げず、また、その電気通信サービスの勧誘である旨を適切に告げていなかった。（法第27条の2第2号の規定への違反）

（確認された説明）

「私株式会社HSCの〇〇と申しまして、スタートネットの販売代理店となっております。」

「プロバイダ、スタートネットの御案内としてお電話させていただいておりましたが、」 「お使いの光回線を現状よりお安く御利用いただけるようであれば、是非この御連絡での御案内とさせていただきたいのですが、少々お時間いただいてもよろしいでしょうか。」

クライアント販売代理店のベンチャープランニングが行った電話勧誘において
実施されたと認められた不適切な勧誘の事例

- 勧誘に先立って勧誘する電気通信サービス（ISPサービス）を提供する電気通信事業者の名称を告げず、また、その電気通信サービスの勧誘である旨を適切に告げていなかった。（法第27条の2第2号の規定への違反）

（確認された説明）

「私株式会社ベンチャープランニングの〇〇と申しまして、スタートネットの販売代理店となっております。」

「プロバイダ、スタートネットの御案内としてお電話させていただいておりましたが、」 「お使いの光回線を現状よりお安く御利用いただけるようであれば、是非このお電話で御案内させていただきたいのですが、少しお時間いただいてもよろしいでしょうか。」